

仕様書

1 役務名

地方税ポータルシステムASPサービス導入、運用環境構築及び提供業務

2 役務の概要

本役務は、札幌市が地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）と連携し、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）回線を利用して、札幌市に設置する各クライアント操作端末（以下「端末」という。）と受託者が運営するインターネットデータサービスセンター内に設置されたサーバ（以下「受託者サーバ」という。）を接続して、LGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスにより、地方税の電子申告に関する処理（以下、「電子申告」という。）、及び、個人住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信等に関する処理（以下、「年金特徴」という。）、所得税に係る確定申告データの送受信等に関する処理（以下「国税連携」という。）、地方税共通納税システムに係る処理（以下、「共通納税」という。）を行うための必要な機能を提供するものである。

なお、提供するサービスは、以下の総務省告示に基づく技術基準並びに安全基準と同様のセキュリティ対策を実施していること。

(1) 技術基準

ア 平成31年総務省告示第百五十一号

(2) 安全基準

ア 平成31年総務省告示第百四十六号

イ 平成31年総務省告示第百五十二号

ウ 平成31年総務省告示第百五十三号

エ 平成31年総務省告示第百四十九号

3 対象サービス

(1) 地方税電子申告支援サービス

ア 電子申告サービス

イ 年金特徴サービス

ウ 国税連携サービス

エ 共通納税サービス

(2) 地方税電子申告データ連携サービス

ア 電子申告サービス

イ 年金特徴サービス

ウ 国税連携サービス

4 履行期間

契約を締結した日から、令和5年3月31日まで

なお、ASPサービス導入、運用環境構築業務については、令和4年8月14日までに

完了させるものとする。

また、ASPサービス提供業務は、令和4年8月15日から開始するものとする。

5 システムの基本要件

- (1) 機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき、認定委託先事業者として登録された事業者が提供するサービスであり、北海道内の市町村においてeLTAXサービスの導入実績を有すること。
- (2) 機構が公開している審査システム仕様書、国税連携システムに係る仕様書及びその関連仕様書を満たしていること。
- (3) LGWAN回線を利用して、本市に設置する審査クライアント及び国税連携クライアント及び連携用クライアントと、受託業者のデータセンターに設置する審査サーバ及び国税連携受信サーバ及び連携用サーバを接続することができること。
- (4) 審査システム及び国税連携システムのサービス提供時間帯は、土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までであること。なお、eLTAXの繁忙期において、ポータルセンターの休日運用や、国税庁からのデータ送信時間の延長等が実施される場合は、これに対応したサービス提供時間とすること。
- (5) 審査システム及び国税連携システムのバックアップデータは、受託業者のデータセンター及びデータセンター以外の場所に2重保存すること。

6 役務の内容

(1) ASPサービス導入業務

札幌市がeLTAXサービスのLGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスを導入するにあたり必要となる以下の作業を実施すること。

ア 作業実施計画書の作成

受託者は札幌市と協議を行った上で、ASPサービスの利用開始に至るまでの作業スケジュール並びに作業項目及び内容からなる作業実施計画書を作成し、提出すること。

イ 受託者サーバの設定作業

札幌市に対してLGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスを実施するために必要となる受託者サーバの設定を行うこと。

ウ eLTAXの業務運用に必要な運用側機器の設定作業

eLTAX業務の運用に必要なサーバ機器並びに業務端末機器類に対して、本市セキュリティ要件に合わせた職員認証、ICカードを利用者二要素認証環境、さらにはeLTAXサービスを利用する運用環境の設定を行うこと。

なお、運用サーバ・運用端末は、別途調達しており、必要となるソフトウェアライセンスを使用して、次のとおりとする。

(ア)サーバ環境

- ・ADサーバ
- ・ICカード認証サーバ

- ・バックアップサーバ
- ・ウイルス対策ソフトパターン配信サーバ
- ・eLTAX サーバとのデータ連携サーバ
- ・本市セキュリティ要件による Proxy サーバの構築
- ・サーバ環境を接続する二重化されたネットワーク環境
- ・リモート管理用庁内 VPN 環境の構築
- ・運用端末からの共有ディスク環境の構築
- ・本市基幹業務システムと連携するための Firewall 環境構築
- ・指定端末からの専用 VPN 環境構築

(イ) 運用端末環境

- ・ウイルス対策ソフトウェアの導入設定
- ・eLTAX 審査システム運用環境の導入設定
- ・国税連携 Viewer の導入設定
- ・Microsoft Office ソフトウェアの導入設定
- ・各種 Viewer ソフトの導入設定
- ・IC カード認証装置の導入設定

エ 旧 eLTAX 各サーバから受託者サーバへのデータ移行作業

札幌市が現在使用している旧審査サーバに記録されている各種データを受託者サーバに移行に際し、以下の必要な作業を行うこと。

(ア) 受託者サーバへのデータ登録

(イ) 移行に伴う各種テストの実施

なお、機構が示している手順の中にある「旧 eLTAX 各サーバのデータバックアップ」については、本市において実施する。

オ 機構が定めるテスト

委託利用型への移行に伴い機構との接続試験が必要な場合は、機構が定める手順に従い、試験を実施すること。不具合等が生じた場合は原因を調査すると共に、機構との接続が正常に行えるよう必要な対応を行うこと。

カ 札幌市税務基幹システムとの連携テスト

上記 6 (1) イに規定した受託者サーバと札幌市税務基幹システムとの連携機能が正常に実施できるか連携テストを行い、不具合等が生じた場合は原因を調査すると共に、連携機能が正常に動作するよう必要な対応を行うこと。

なお、連携テストの内容については、事前に札幌市と協議を行い決定するものとする。

キ マニュアルの作成

札幌市が地方税ポータルシステムを運用するために必要な事項が記載された運用マニュアルを作成すること。

(2) A S P サービス提供業務

ア 機構が公開している審査システム仕様書、国税連携システムに係る仕様書及びその関連仕様書を満たし、以下の機能を有すること。

(ア) 電子申告サービス

- a 電子申告データの検索・照会・印刷・審査機能
 - b 申請・届出データの検索・照会・印刷・審査機能
 - c 団体間回送データの検索・照会・印刷・管理機能
 - d e-Tax 法人税データの照会
 - e 利用届出データの検索・照会・審査機能
 - f プレ申告データの送信機能
 - g 特別徴収税額通知データの送信機能
 - h 団体間回送データの送信機能
 - i 電子申告データの連携ファイル出力機能
 - j 申請・届出データの連携ファイル出力機能
 - k 団体間回送データの連携ファイル出力機能
 - l 利用届出データの連携ファイル出力機能
 - m 別表 16 提出法人リスト出力機能
 - n 法人名簿・申告決議データ出力機能
 - o その他申請書添付ファイル出力機能
 - p データ削除機能
- (イ) 年金特徴サービス
- a 配信データの出力機能
 - b 集信データの送信機能
- (ウ) 国税連携サービス
- a 確定申告書データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
 - b 団体間回送データの送信機能
 - c 法定調書データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
 - d 扶養是正情報データの送信機能
 - e 特別徴収義務者情報データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
 - f 住民登録外課税通知データの送信機能
- (エ) 共通納税サービス
- a 納付情報管理データの検索・出力機能
 - b 納付情報データの検索・出力機能

イ 基幹税務システムに取り込む以下の連携データについて、審査サーバ及び国税連携サーバから庁内のデータ連携用サーバまで自動で連携を行う機能を提供すること。

<連携対象データ>

対象サービス	連携対象データ
電子申告サービス	法人市民税申告データ
	固定資産税（償却資産）申告データ
	個人住民税申告データ
	事業所税申告データ
	申請・届出データ

	団体間回送データ
	プレ申告データ
年金特徴サービス	公的年金等支払報告書データ
	団体回付（配信）データ
	団体回付（集信）データ
国税連携サービス	所得税確定申告書データ
	法定調書データ
	扶養是正情報データ
	特別徴収義務者情報データ

- (ア) 連携データについて、受託業者のデータセンターに設置する連携用サーバに 10 年間保存すること。なお、データの保存については、職員の手を介さずに、自動的に実施されること。
- (イ) 連携用サーバに保存した連携データについて、メンテナンス時間を除く 24 時間 365 日、WEB ブラウザ上で照会及び印刷を行える機能を LGWAN-ASP 方式で提供すること。なお、電子申告及び国税連携データは申告書様式での照会及び印刷、年金特徴データについては、一覧形式での照会及び印刷ができること。また、共通納税データについては、納税者単位で納付情報管理ファイルと納付情報ファイルを同一画面で照会が行えること。
- (ウ) 国税連携の確定申告書データのうち、KSK 分第二表等の数値データ化されていない帳票について、自動的に数値データ化しエラーチェックを行う機能や、数値データ化した後のデータの担当者振分け、確認、および修正を行う機能を LGWAN-ASP 方式で提供すること。
- (エ) 上記 (ウ) のエラーチェックの結果情報は、数値化した連携データに付加して提供できること。
- (オ) 連携データについて、年別や月別、日別ごとの件数を集計し、各種グラフ表示や一覧の表示及び CSV 出力が可能な統計機能を有すること。特に、給与支払報告書の連携データについては、個人別明細書データの件数についても集計が可能なこと。
- (カ) 上記の要件を実現するために提供する ASP サービスは、地方公共団体情報システム機構の LGWAN-ASP サービスリスト（アプリケーション及びコンテンツサービス）に受託業者のサービスとして登録されていること。
- ウ 本業務で利用する端末及びプリンタの設置場所及び台数は次のとおりである。

設置場所	審査クライアント端末	審査プリンタ	国税連携クライアント端末	国税連携プリンタ
税政部 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 2 階	1	1	1	1

中央市税事務所 札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階	18	10	2	1
北部市税事務所 札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階	2	1	3	1
東部市税事務所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局庁舎2階			2	1
南部市税事務所 札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸3階			3	1
西部市税事務所 札幌市西区琴似3条1丁目1-5 コトニ3・1ビル2階			2	1
保守用	2	1		
合計	23	13	13	6

※予備の端末機を2台用意しており、代替機として設置・運用が可能な状態とすること。

エ 端末の操作可能時間は少なくとも以下の要件を満たすこと。

なお、保守作業等により停止を行う場合は、緊急の場合を除き、停止日の14日前までに書面にて札幌市に通知を行い、承認を得ること。

<繁忙期：1～4月>

月～金曜日：8時30分から21時00分まで（※1）

土曜日：8時30分から24時00分まで（※2）

日曜日：0時00分から24時00分まで（※2）

※1 国税庁からのデータ送信期間が24時00分までとなる期間は端末も24時00分まで操作可能とすること。

※2 国税庁から土曜日及び日曜日のデータ送信が行われる期間のみ。

<通常期：5～12月>

月～金曜日：8時30分から21時00分まで

オ 国税庁から受託者サーバに送信された確定申告書データを、札幌市税務基幹システムが自動で受信できる連携機能を提供すること。受託者サーバで受信したデータは、受信日の翌開庁日の8時30分までに札幌市が受信できる状態にすること。

カ 上記オで、受託者サーバから札幌市税務基幹システムに送信する確定申告書データのうち、XMLデータ化されていないKSK分第二表等についても住民税の計算に用いるために数値化が必要である。受託者は機構が公開しているXMLデータのレイアウト（「所得税申告書等のデータ連携に係るインターフェース仕様書」）の項目と札幌市が指定する項目について、TIFF画像データをOCR処理によりXMLデータに変換し、いずれの項目（以下に記載）とも数値で補完して送信すること。

なお、上記記載のXMLデータへの変換処理については、操作者の手を介さずに自動的に実行されるものであること。

また、札幌市では税務基幹システムに取込後に数値データの整合性確認を行うため、受託者は数値化したデータについて札幌市が指定するチェック（以下に記載）を実施し、当該チェック結果の情報をXMLデータに付加した上で送信すること。

<XMLデータを必要とする項目>

※制度改正や札幌市税務基幹システムのシステム改修の内容によっては、項目に多少の変更が生じる場合あり

○機構が公開しているレイアウトのうち、KSK申告書第二表分について数値の補充が必要な項目 所得の内訳_所得の種類、所得の内訳_収入金額、所得の内訳_源泉徴収税額、事業専従者に関する事項_個人番号、事業専従者に関する事項_氏名の有無、事業専従者に関する事項_生年月日、事業専従者に関する事項_給与(控除)額、総合課税の譲渡所得_一時所得に関する事項_収入金額、総合課税の譲渡所得_一時所得に関する事項_必要経費等、総合課税の譲渡所得_一時所得に関する事項_差引金額、特例適用条文の有無、雑損控除_損害金額、雑損控除_保険金などで補填される金額、雑損控除_差引損失額のうち災害関連支出の金額、寄附金控除に関する事項_寄附金、社会保険料控除_支払保険料等の計、社会保険料控除_うち年末調整等以外、小規模企業共済等掛金控除_支払保険料等の計、小規模企業共済等掛金控除_うち年末調整等以外、生命保険料控除_支払保険料等の計、生命保険料控除_うち年末調整等以外、地震保険料控除_支払保険料等の計、地震保険料控除_うち年末調整等以外、本人に関する事項_寡婦、ひとり親、本人に関する事項_勤労学生・障害者、配偶者_個人番号、配偶者_氏名の有無、配偶者_国外居住区分、配偶者_国外居住年末調整、配偶者_障害者区分、配偶者_特別障害者区分、配偶者_生年月日、配偶者_同一生計配偶者区分、配偶者_別居区分、配偶者_所得金額調整控除該当、親族_個人番号、親族_氏名の有無、親族_国外居住区分、親族_国外居住年末調整、親族_障害者区分、親族_特別障害者区分、親族_生年月日、親族_同一生計親族区分、親族_別居区分、親族_所得金額調整控除該当、給与・年金以外の住民税の徴収方法、非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要、寄附金税額控除_都道府県市区町村分・住所地の共同募金会日赤支部分、寄附金税額控除_条例指定分_都道府県・市区町村、前年中の開(廃)業_開始・廃止の区分、前年中の開(廃)業_開始・廃止の月日、前年中の開(廃)業_他都道府県の事務所等区分、所得税で控除対象配偶者などとした専従者_給与

<チェックを必要とする項目>

OCR処理における読取ができなかった項目（この場合はエラーの項目について情報が必要）、読取が不正と思われる項目（値が1・11・7であるなど）、一表と二表とが整合しない項目

キ 国税庁から受託者サーバに送信されたデータは、受託者が運営するインターネッ

トデータサービスセンターで7年間以上保存し、端末により照会、印刷及びダウンロードできる機能を提供すること。

なお、上記保存処理については、操作者の手を介さずに自動的に実行されるものであること。

また、契約の終了または保存期間満了に伴いデータを消去する場合は、本市の指示によりこれを行うこと。

ク 運用開始前に、札幌市と協議を行い、以下の内容を盛り込んだASPサービス運用計画書を作成して、札幌市に提出すること。

(ア) 運用管理体制（業務責任者、主任担当者及び作業従事者の名簿を含む）、問い合わせ窓口及び緊急時の連絡先

(イ) 年間及び月間運用スケジュール

ケ 以下に定める運用支援を行うこと。

(ア) 機構の指示により端末のバージョンアップ等の作業が必要となった場合は、札幌市に事前に通知した上で、端末設置場所に技術者を派遣し、当該作業を実施する。

また、端末を新たに導入した場合に、端末として利用するために必要なセットアップ作業を行う。

(イ) 機構からの連絡事項など地方税ポータルシステム運用に必要な情報を札幌市に適宜提供すると共に、必要に応じて札幌市に助言を行う。

(ウ) 札幌市のネットワーク環境に変更が生じた場合に、関係する機器類の設定変更を行う。

(エ) 札幌市からの問い合わせを受け付け、書面又は口頭にて回答する。なお、問い合わせ窓口は、札幌市開庁日の8時45分から17時15分において受付を行うこと。

(オ) システム障害が発生した場合に、札幌市からの連絡又は受託者の異常検知に基づき、速やかに当該障害解消の対応を行う。

なお、札幌市からの連絡受付時間については上記(エ)と同等とするが、緊急を要する場合は、受付時間外でも連絡が取れる体制を確保し、夜間休日を含めて対応すること。障害発生時や緊急対応に係る経費は別途発生しないものとする。

コ 札幌市が受託者の変更等を行う場合には、データ移行等について、受託者は機構が策定した方法に従い、受託者の責任と負担において確実にデータ移行等作業を実施すること。

7 情報セキュリティに関する事項

(1) 受託者は、地方税ポータルシステムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、技術基準に定められたセキュリティ対策を実施すること。

(2) 受託者は、定期的に機構の監査を受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供すること。また、監査の結果を札幌市に報告すること。

(3) 機構による監査の結果、地方税ポータルシステムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有せず、又は、技術基準に適合したセキュリティ対策が

実施されていないと認められた場合、札幌市は受託者に対して、相当の期間を定め、当該監査に適合するための必要な措置を求めることができる。

(4) 前項の期間が経過した場合において、不適合が認められるとき、札幌市は自己の債務の履行を提供せず、本契約を将来に向かって解除することができる。

この場合に、受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、札幌市に対してその損害の賠償を求めることができない。

(5) 機構が、受託者に対し、監査の実施やネットワークセキュリティ確保等を行う目的のため、本業務に関する札幌市との契約書等の閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(6) 受託者は、契約締結後に札幌市と協議を行い、情報セキュリティ対策一覧の作成を行うこと。

(7) 受託者は、受託者サーバに保管されているデータを、受託者サーバが設置されている電子計算機室から持ち出ししてはならない。

(8) 受託者は、セキュリティ保全の対策状況を、札幌市へ定期的に報告すること。

(9) 受託者は、システム利用者の操作記録（ログ）を札幌市の指示により提供すること。

8 業務実施状況の報告

本役務履行期間中の業務実施状況について、業務月報を作成し、毎月報告するものとする。

9 成果品

以下の成果品を書面及び電子データにより札幌市へ提出すること。

(1) A S Pサービス導入業務作業実施計画書

(2) 旧 eLTAX サーバデータ移行作業報告書

(3) 移行テスト計画書及び結果報告書

(4) eLTAX システム運用マニュアル

(5) A S Pサービス運用計画書

(6) 業務月報

10 納品場所及び検査場所

札幌市財政局税政部税制課

11 その他

(1) 機構仕様書の新設または改訂により、この仕様書の内容を本市及び受託業者協議のうえ変更することがある。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で、対処方法を決定する。